

事務連絡
平成 25 年 8 月 13 日

関係機関各位様

沼津市長 栗原 裕康
(都市計画部建築指導課)

中間検査における「特定工程及び特定工程後の工程の指定」の告示改正について
(通知)

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当市におきまして、下記沼津市告示を改正したので送付します。

記

- 1 旧告示名 「沼津市告示第 167 号」
- 2 新告示名 「沼津市告示第 265 号」
- 3 変更内容
 - ・ 中間検査を行う期間を削除
 - ・ 3 階以上でかつ、延べ 1000 m²を超えるものについては、全ての建築物に対象範囲を広げる。
 - ・ 児童福祉施設等も対象に含める。
 - ・ 計画通知も対象に含める。
- 4 適用期間 平成 25 年 10 月 1 日以降に、確認申請及び計画通知を提出されたものから適用する。

担 当：沼津市都市計画部建築指導課
審査・指導係 北條・蓮池

電 話：055-934-4766

F A X：055-933-1412 (5 階共用)

住 所：〒410-8601

沼津市御幸町 16-1

M A i L：kentiku@city.numazu.lg.jp

建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月 22日

沼津市長 栗原 裕 康

1 中間検査を行う区域

沼津市全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令

（昭和25年政令第 338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有する者に限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。

ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事

		主要な軸組の工事)			
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

備考 この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

付 則

この告示は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。